

島根県告示第95号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成29年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

西ノ島町

2 事業の種類

家畜市場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字来居地内における9,087㎡の土地を起業地とする「家畜市場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、西ノ島町が家畜市場を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する市場に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である西ノ島町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

西ノ島町は、島根半島の北東約65kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の中の4つの有人島のうち島前地区にある西ノ島を占め、1島で1町を形成しており、主な産業としては漁業、観光業及び畜産業が挙げられる。同町の人口は平成28年12月31日現在で2,923人で、進行する人口減少への対応が課題となっており、移住及び定住を推進していくために雇用の場を確保する必要がある。

そこで、島内の資源を活かした雇用拡大を図るため、平成27年12月に策定した総合戦略プランにおいて、基幹産業の活性化により雇用規模の拡大を図るとともに、担い手確保に向けた支援策の充実を通して安定した雇用の創造に繋げていくこととしており、畜産業の振興も推進施策の一つに掲げている。現在、畜産業は、和牛と肉用馬の繁殖経営が行われ、島内に広がる公共牧野を活用した放牧中心の低コスト生産による経営方法をとっており、多頭飼育農家の増加や農外企業の参入もあることから安定的な生産状況を維持している。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足により、平成10年度に65戸あった農家戸数は平成27年度には30戸にまで減少し、うち14戸の事業主が65歳以上という状況であり、主要な就業及び雇用の場である畜産業の存続が危ぶまれている。そこで、繁殖用雌牛導入等に関する助成制度の創設やホームページを活用した就農情報の発信等、担い手の確保や畜産農家の経営の安定化及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいる。

一方、子牛等の島外出荷の拠点となる現市場は、建築から38年が経過し、腐食や雨漏り等による老朽化や狭あい化が問題となっている。特に、大型トラックの搬出入のための必要な広さがないこと、競り後の繋ぎ場がないこと

から動線が交錯しているため危険であり、作業効率の悪化を招いている。さらに、現市場の出入口に接する県道の幅員が狭く、大型トラックの出入りに際し交通の停滞を招いており、現市場の敷地内に駐車場がないため大型トラックが出入口付近の待避所で待機していることから、車両の通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、家畜市場における搬出入作業の効率化を図るとともに、新たな雇用の確保と新規就農者の早期経営安定や既存農家の経営規模の拡大を図ることで、畜産業の活性化と定住人口の増加を促進し、基幹産業である畜産業の振興に寄与するものと認められる。さらに、本件事業により整備された施設を活用し、研修農家の受入れを行うほか、畜産業の体験観光などを行うことで、情報発信と交流人口の拡大により人口減少の影響を緩和し、地域の活力の活性化が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境への影響が最小限になるよう環境保全措置を講ずることとしている。また、起業者が行った現地調査の結果、本件事業に係る土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく特別な措置を講ずべき埋蔵文化財等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、3つの候補地を選定して検討が行われており、申請地は、他の2つの候補地と比較すると、住宅地等から離れており周辺環境への影響が少ないこと、幅員の広い町道への接続が容易であること、集出荷のための港からの利便性がいいこと及び事業費が少額であることから、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、西ノ島町は主要な就業及び雇用の場である畜産業において、担い手の確保や畜産農家の経営の安定及び経営規模の拡大の推進に取り組んでいるが、現市場は、施設の老朽化や狭あい化により利用者の利便性を欠いている状況から、早期に整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西ノ島町役場（地域振興課）